

建築基準法の適用の考え方

注1) 下記のケースは建築基準法第6条第1項第4号の建築物を新築する場合です。

注2) 都市計画区域内の場合は、取り扱いが異なりますので注意してください。

【建築確認申請】

建物の敷地面積のうち半分以上が土砂災害特別警戒区域であり、土砂災害特別警戒区域に建物がかかる場合は、建築確認申請が必要となります。

【建築物の構造規制】

敷地面積の割合に関わらず、土砂災害特別警戒区域が建物にかかっていれば、構造規制の対象となります。

